

修士論文概要

障害児の参加拡大における CBR の可能性と課題 ～東ティモール民主共和国の事例～

氏名：小林純

1. 研究の目的と方法

本論文の目的は、東ティモール民主共和国地方部において、「地域に根ざしたリハビリテーション（Community Based Rehabilitation: 以下、CBR）は障害児の参加をどのように拡大しているのか」を明らかにすることである。

CBR は、1978 年のアルマ・マタ宣言に従い、開発途上国に住む障害者のリハビリテーションへのアクセスを改善する戦略として、世界保健機関（World Health Organization: 以下、WHO）により提唱された。2010 年に改訂された CBR ガイドラインでは、「特に貧困を減らし、障害の主流化を支援する地域に根ざした包摂的な開発のための戦略」と定義され、貧困と障害の関係およびその解決策として障害の主流化が明記された。現在では、障害は貧困の原因と結果の両方であるとして認識されている。つまり、障害という課題の解決は、同時に貧困への取り組みであるといえる。

筆者は独立行政法人国際協力機構（Japan International Cooperation Agency: 以下、JICA）の事業である青年海外協力隊（Japan Overseas Cooperation Volunteer: 以下、JOCV）に参加し、東ティモール民主共和国バウカウ県病院に理学療法士として赴任した。活動において、バウカウ県病院で理学療法を実施していた障害児が就学していないことを知った。障害児の就学のために、「筆者と一緒に、障害児の就学促進のために教師と話す場を持ってほしい」とバウカウ県病院の同僚に相談した。しかし同僚は、「障害児は一般の学校に行くべきではない。一般の学生にとっても、障害児にとっても良い影響にならない。理学療法で障害が正常に戻らないのであれば、障害児専用の施設や学校に行くべきだ」と筆者の相談を受け入れなかった。この経験から、筆者は障害者支援団体である「カティロサ（Katilosa）」が実践する CBR に帯同し始めた。しかし、CBR に帯同して、CBR を通して一度就学したが、すぐに就学を中断した障害児がいることを知った。以上から、「CBR を通して、一度就学をしたのに、なぜ就学を中断した障害児と就学を継続している障害児に分かれるのか」が初発の問題意識である。

本論文は、東ティモール民主共和国バウカウ県バウカウ市を対象とした事例研究である。主たる分析単位は、国（教育省と社会連帯省）、地域（教師・村長・住民）、障害児である。先行研究・文献調査から、障害児の参加拡大における CBR の場を考察し、本研究

の新規性を明らかにした。国勢調査（Census）からも、東ティモールの障害児のデータを明らかにした。その他、東ティモール教育省と社会連帯省の協力のもと、データ収集を行った。

現地調査は、2019年3月8日から3月28日にバウカウ県バウカウ市の4村（トゥリロカ村、トゥリロロ村、バフ村、ブコリ村）で実施した。調査方法は、半構造化インタビューと参与観察とした。調査方法の強化として、フォーカス・グループ・ミーティングと聞き取りを行った。サンプリングデザインは合目的サンプリング（Purposive Sampling）で行った。母集団についてかなりの知識をもつ Katilosa の職員と限定的な単位（就学を継続した障害児と就学を中断した障害児）の中で、調査目的に合致し情報量の多い対象者から調査した。対象者は、Katilosa に登録している障害児 12 名（男児 9 名、女児 3 名）とした。なお、倫理的配慮として、フィールドワーク前に日本福祉大学大学院「人を対象とする研究」に関する倫理審査チェックシートにより、「当該研究は審査対象外」に該当したため、倫理審査委員会による研究倫理審査の申請は行わなかった。本調査の対象者の参加拒否はなかった。

2. 論文の構成

第1章 はじめに

- 第1節 研究の背景
- 第2節 問題の所在
- 第3節 研究の目的
- 第4節 研究の方法
- 第5節 論文の構成

第2章 研究の方法論と分析の枠組み

- 第1節 研究の方法論
- 第2節 障害の社会モデル
- 第3節 障害と開発
- 第4節 ケイパビリティ・アプローチ
- 第5節 小括

第3章 障害児の参加拡大支援

- 第1節 子どもの参加の場
- 第2節 子どもの一般的な参加としての学校
- 第3節 CBRによる障害児の参加拡大支援
- 第4節 小括

第4章 東ティモール民主共和国の障害者を取り巻く環境

第1節 東ティモール民主共和国の開発と社会保障

第2節 東ティモール民主共和国におけるCBR

第3節 小括

第5章 東ティモール民主共和国地方部における障害児の参加

第1節 調査概要

第2節 障害児の参加形態

第3節 小括

第6章 障害児の参加拡大におけるCBRの可能性と課題

第1節 CBRの課題

第2節 CBRの可能性

第3節 ケイパビリティ

第4節 CBRの可能性と課題

第7章 結論と今後の課題

第1節 結論

第2節 今後の課題

3. 論文の概要

本論文は7章から構成される。

第1章では、研究の背景、問題の所在、研究の目的、研究の方法、論文の構成について説明した。

第2章では、本論文における方法論と第5章以降の事例分析の枠組みを提示した。第1節では、本論文の方法論を説明した。第2節では、本論文で意味する障害（Disability）を「障害の社会モデル」に基づき、「個人を障害化/無能力化（Disablement）するもの」と定義した。第3節では、本論文で意味する参加を「障害児が人生と社会の発展のあらゆる側面にかかわり（過程への参加：エンパワメント）、ほかの市民と同様に人生を謳歌し、社会・経済的な発展の結果改善した状況に平等にあずかること（結果としての参加：インクルージョン）」と定義した。第4節では、本論文で分析の枠組みとして、ケイパビリティ・アプローチを説明した。

第3章では、障害児の参加拡大をめぐる状況と課題を、「子どもの参加の場」「子どもの一般的な参加としての学校」「CBRによる障害児の参加拡大支援」に関する先行研究か

ら検討し、CBRは障害児にとってエンパワメントの場として機能していることが明らかになった。

第4章では、障害者を取り巻く環境を統計資料、障害者関連福祉政策、CBRに関する資料から明らかにした。結果、東ティモール民主共和国の障害者の多くは、農村部に在住し、その数も増え続けていることが判明した。その中で、学校教育への参加に対しては「障害」「年齢」「ジェンダー」が影響を与える要素として明らかになった。例えば、同じ障害者であっても女性は男性よりも就学率が低かった。障害者関連福祉政策は、障害者の包摂を明記しており、社会保障制度として「国家の自由に関する戦闘員のための法令」「高齢者と障害者のための支援手当」「母親の手当 Bolsa da Mae プログラム」があった。CBRは国家障害政策の手段の一つとして社会連帯省の2030年戦略計画の中のプログラムの一つであるとされているが、東ティモール民主共和国政府の戦略的開発計画2011-2030の中に明確な位置づけはなかった。

第5章では、東ティモール民主共和国地方部における障害児の参加形態を半構造化インタビュー、参与観察から明らかにした。結果、学校へ歩いて一人での通学あるいは家族等の同伴者を伴った通学ができ、学校側の許可を得ることが実質的な学校入学の条件であることが明らかになった。そして、教師による授業の進行を邪魔しないこと、そして小学校中学年から授業の内容を他の児童同様に理解し、試験に合格することが実質的な授業参加の条件であることが明らかになった。調査対象の障害児12人中8人は就学経験があったが、彼らは学校内において自己を表現し、他者から受け入れられる経験を十分に積めていなかった。一方、障害児にとってCBRは一つの居場所として、自己を表現し、他者から受け入れられる場となっていた。例えば、リハビリテーションワーカーによる訪問理学療法は、障害児が自己を表現し、リハビリテーションワーカーから受け入れられる「相互主体的なコミュニケーションの場」となっていた。CBRの取り組みとして実施あるいは参加するミサや祭り、スポーツ大会においても、障害児が他の障害児と出会い、対等な関係を築く「関係性構築の場」となっていた。

第6章では、CBRの可能性と課題を論じた。第1節では、「障害の医学モデルに基づいたアプローチ」「障害児と地域の分離の助長」「障害児の参加に影響を及ぼす社会・文化的背景」の3つの点から、障害児の参加拡大におけるCBRの課題を明らかにした。例えば、CBRは国家救済の社会保障の一部として障害問題を扱うことで、地域の取り組みから孤立し、「地域において障害児は私たちの問題ではない」として、分離をますます助長させていた。結果的に、CBRは地域から分離された障害児の統合を試みる、あるいは統合の難しい障害児の居場所となってしまう危険性も課題として明らかになった。第2節では、「CBRは障害児の能力の開発と自己受容の発達となること」「CBRは障害児同士の関係構築の場となること」の2点から、障害児の参加拡大におけるCBRの可能性を明らかにした。第3節では、障害児の参加に影響を及ぼす社会や環境という要素として、「保護者」「地域」の重複・階層的なケイパビリティが重要であることが明らかになった。例え

ば、障害児には「障害を治して地域に参加すること」が求められ、保護者は障害児が機能障害（Impairment）を克服できないことへの諦めと障害児を保護しなければいけないという考えから、障害児の参加を制限していた。また、家族が貧しく、家計を維持するために、保護者は障害児と家族成員の意思を考慮せず、障害児の参加を制限していた。このように、障害児は自ら価値のあると考える生き方を制限されていた。

第7章では、本論文の主要な結論を述べた。1点目は、地域における障害理解は、障害の医学モデルが根強く、障害児個人の機能障害（Impairment）に焦点をあて、統合を図るリハビリテーションを中心とした取り組みでは、障害児の参加拡大は得られないということである。障害児の参加拡大を目標とするために、障害の医学モデルではなく、障害の社会モデルを分析の枠組みとすることが有用であることを示している。2点目は、障害児の参加を制限する要因は、障害児を取り巻く社会・文化的要因が関わっており、障害児個人の機能障害（Impairment）の回復に対する取り組みだけでは障害児の参加拡大は得られないということである。これは、ケイバビリティ・アプローチを分析の枠組みとすることが有用であることを示している。3点目は、CBRは障害児の参加拡大の具体的な手段の一つになる可能性をもっていることである。